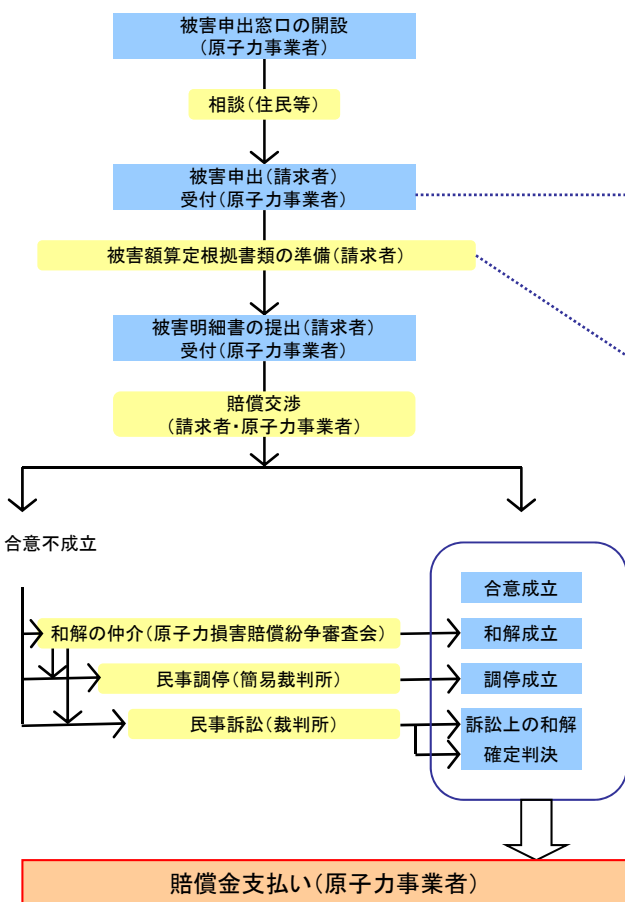


# 原発事故による東京電力への被害概況のお申し出について

この度の、東日本大震災及び福島原子力発電所の事故により被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。私ども三部会計事務所では、この震災及び福島原発の事故により被害を受けられたお客様に情報提供という形で少しでもサポートしたいと考えています。

この度、平成23年8月5日に原子力損害賠償紛争審査会（文部科学省）により「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」が発表されました。これにより営業損害においても東京電力株式会社へ被害状況を申し出ることができます。中間指針の段階では未だ不明確な賠償範囲であることは承知の上、今後最終指針が発令される前に皆様にご案内したくお知らせいたします。賠償の範囲につきましては、中間指針をご覧の上、ご検討をお願いいたします。

## 賠償手続のプロセス



参考：文部科学省HP 研究開発局原子力課

## 申出書用紙取得方法

東京電力株式会社HP  
<http://www.tepco.co.jp/index-j.html>  
被害概況申出書 [法人用] PDF

郵送先：〒105-8730  
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号  
郵便事業株式会社芝支店私書箱78号

## 必要書類

- 確定申告書：事業の売上額等を確認する資料
- 決算書類：事業内容や売上額等を確認する資料
- 過去1年の売上実績：帳簿等、直近の売上額等を確認する資料
- 事故後の売上実績：帳簿等、事故後の売上額等を確認する資料
- 営業上の追加費用・代替費用：  
伝票や帳簿等、事故の影響により営業を継続するために追加的・緊急的に要した費用を確認する資料
- 営業再開に伴う費用：  
伝票や帳簿等、営業を再開するにあたって追加的に要した費用を確認する資料

※営業損害のみ掲載しております。  
その他の損害については下記URLをご参照下さい。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/anzenkakuho/baisyo/1304761.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/anzenkakuho/baisyo/1304761.htm)  
尚、今後詳しくは東京電力の開設する窓口で詳細な情報提供がなされる予定です。

お問い合わせ・ご質問等

税理士法人 三部会計事務所 災害対策本部

福島県郡山市緑町16-1

TEL:024 (922) 1300 FAX:024(922) 6363